

〈屋外広告物を表示・設置・管理されている皆様へ〉

和歌山県景観計画における「熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域」拡大に伴う屋外広告物の規制の変更について

和歌山県では良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、和歌山県屋外広告物条例により県内全域（和歌山市を除く）について禁止地域及び許可地域（第 1 種地域、第 2 種地域、第 3 種地域）を定め、地域の特性に応じた屋外広告物の規制を行っております。

この度、和歌山県景観計画における「熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域」拡大に伴い、平成 30 年 9 月 1 日より新たに特定景観形成地域となる那智勝浦町の一部、太地町の全域、串本町の一部の地域については、景観への配慮が特に必要な地域として「第 1 種地域」の許可基準が適用され、制限が強化されます。つきましては、良好な景観の形成のため、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

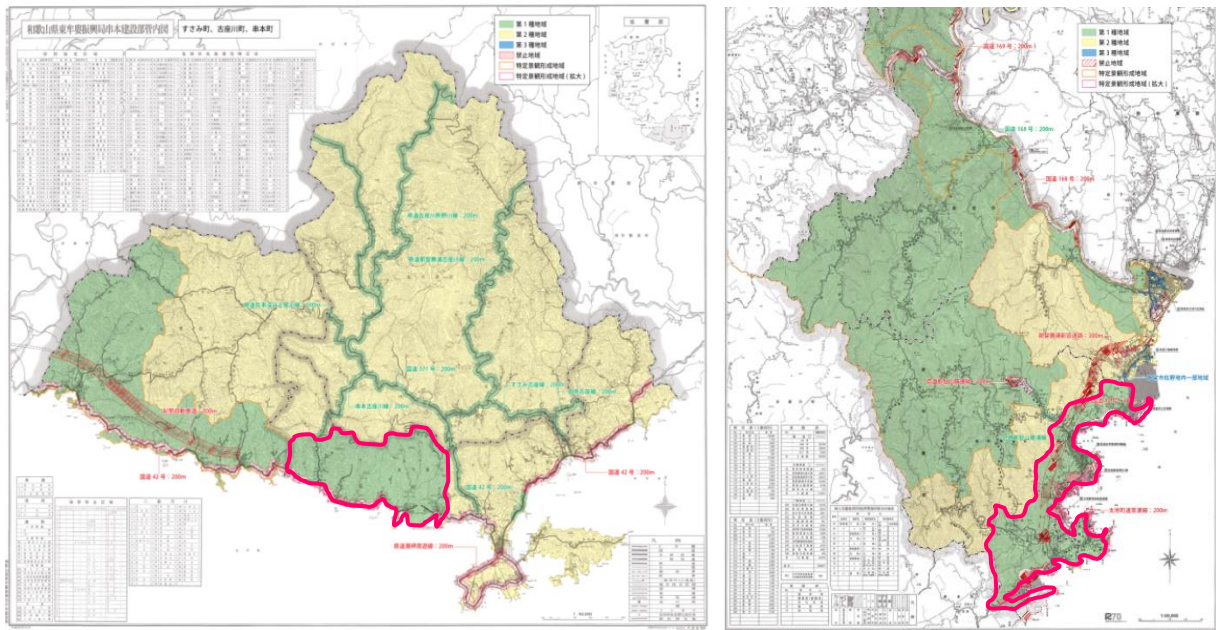


図 1) 特定景観形成地域の拡大に伴い第 1 種地域が適用される地域（ピンク線・緑網掛け部分）

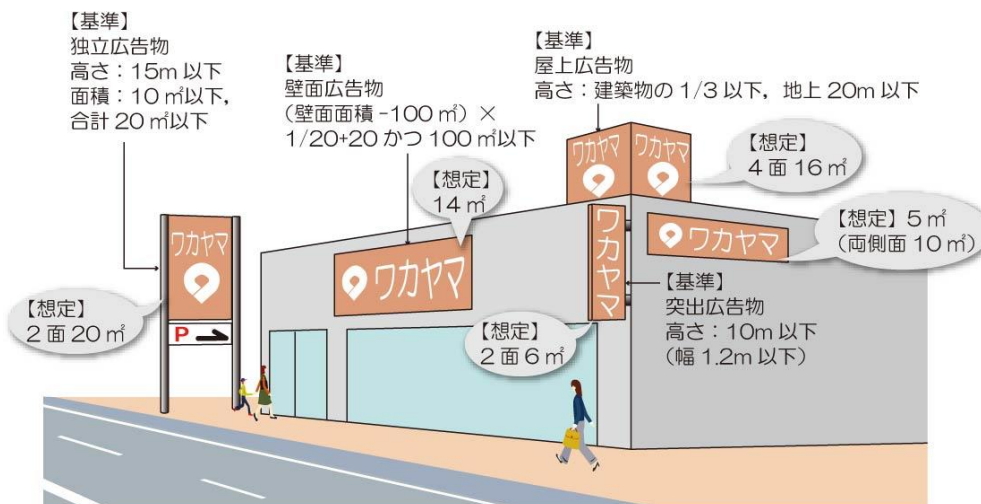


図 2) 第 1 種地域の許可基準の例(自家用広告物の場合)

○問い合わせ先
和歌山県県土整備部
都市政策課景観・公園班
TEL：073-441-3228
那智勝浦町建設課
TEL：0735-52-0560
太地町産業建設課
TEL：0735-59-2335
串本町建設課
TEL：0735-72-0628

○和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課 HP：
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/k-eikan/oohetikakudai.html>